

平成 23 年 5 月 10 日 (火)

於・特許庁 16 階 特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会
第 6 回意匠審査基準ワーキンググループ
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時 平成23年5月10日(火) 14:00～16:00
2. 場 所 特許庁 特別会議室
3. 出席者 水谷座長、荒井委員、琴寄委員、堀越委員、
牧野委員、杉本様(吉井委員代理)
4. 議 題 部分意匠の図面提出要件の見直しについて
画面デザインの登録要件の明確化について
今後の予定

1. 開 会

○水谷座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第6回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

今回は、茶園委員と吉井委員が欠席でございます。なお、吉井委員の代理として、日本弁理士会執行理事の杉本ゆみ子様に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の3月24日に行われました第5回のワーキンググループにおきましては、「部分意匠の図面提出要件の見直しについて（案）」「画面デザインの登録要件の明確化について（案）」につき、それぞれ基準改訂の方向性について御審議いただきまして、皆様から御意見を頂戴いたしました。本日は、その際の議論を踏まえ作成されました意匠審査基準の一部改訂案について、御審議いただきたいと存じております。

なお、意匠審査基準の一部改訂案につきまして皆様の御了解をいただけましたならば、当ワーキンググループの終了後にパブリックコメントを募集する予定でございます。

それでは、まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○本多意匠課長 4月より前任の川崎から引き継ぎまして意匠課長になりました本多と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配布資料を確認させていただきます。

クリップどめされております資料ですけれども、「議事次第・配布資料一覧」の次に「委員名簿」がございまして、その次に「座席表」がございまして。その後に資料がついておりますけれども、まず資料1-1「意匠審査基準第2部第1章（案）」、資料1-2としまして「意匠審査基準第7部第1章（案）」、それから資料1-3としまして「意匠審査基準第7部第4章（案）」、そして資料2としまして「今後の予定」、以上4点でございますけれども、不足等ございますでしょうか。

それでは、その資料の後についておりますものですが、参考資料として、参考資料1「第5回意匠審査基準ワーキンググループ議事録」、参考資料2「意匠法及び意匠法施行規則（抜粋）」、参考資料3「改訂意匠審査基準目次（案）」の3点がございまして。

不足等はございませんでしょうか。

なお、参考資料1の議事録につきましては、既に皆様の御意見を御確認いただいているものを配布させていただいております。また、これは既に特許庁のホームページのほうに公開されております。

以上でございます。

2. 部分意匠の図面提出要件の見直しについて

○水谷座長 それでは、早速議題に入らせていただきます。

まず、議題1の「部分意匠の図面提出要件の見直しについて」ですが、事務局より説明をお願いいたします。

○内藤意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1-1、資料1-2、資料1-3について説明させていただきます。

資料の読み方ですけれども、現行の審査基準で削除した箇所には二重取り消し線を加え、今回新たに書き加えた箇所には下線を加えておりますので、お手元の資料を御確認ください。

なお、お配りした資料の改訂意匠審査基準案は前回の第5回意匠審査基準ワーキンググループにおいて御討議いただき、承認していただきました基準改訂の方向性に即して作成しております。新規事項は盛り込まれておりません。

それでは、まず資料1-1「意匠審査基準第2部第1章（案）」を御用意ください。改訂箇所の掲載ページと項番を示しつつ、記載内容について御説明させていただきます。

ページ数は14ページでございます。

項立てとしましては11ページからでございます。21.1.2「意匠が具体的なものであること」、(1)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」。13ページに移りまして、⑩「立体を表す図面が下記に該当する場合」、(iii)「6面図が揃っていない場合 ただし、下記の場合は除く。」の項目でございます。

今回の見直し分については、項番「ニ」の後に「ホ」として画像図部分のみについて意匠登録を受けようとする場合の物品本体の形態を表した一組の図面の省略と、「へ」として物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、3方向から見た図のそれぞれ一方を省略した場合を追加しています。

図を省略する旨の願書の意匠の説明欄への記載については、その下にございます (iv) で読み込む構成としています。

願書及び図面等の記載方法については、特許庁が公表しております「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の中で具体的な記載例を示しつつ説明することで、出願の際、記載漏れ等の不備が起きないように御案内する予定でございます。

次に、資料 1-2 「意匠審査基準第 7 部第 1 章 (案)」を御用意ください。

82 ページから 83 ページでございます。

項立ては 71.2.2 「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」、(2) 「図の省略」、⑤、⑥でございます。現行の審査基準においては、読物調に書かれていたものを①から④の箇条書きに修正いたしまして、今回の見直し分については⑤、⑥として追加いたしました。⑤、⑥の中身については先ほどの第 2 部第 1 章のものと同じでございます。

次に、資料 1-3 「意匠審査基準第 7 部第 4 章 (案)」を御用意ください。

ページ数は 130 ページから 131 ページでございます。

項立ては 1 枚前の 129 ページ、74.3.1 「画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項」、(5) 「画像を含む意匠登録出願における図面等の記載」、③ 「図の省略」、(iv) (v) でございます。ここも第 7 部第 1 章と同じく読物調に書かれていたものを (i) から (iii) の箇条書きに修正し、今回の見直し分については (iv) (v) として追加いたしました。

あわせて、(iv) の 2 段落目「したがって、」以降の文章は前段の記載を受ける形で、本文中、「物品全体の形態についての一組の図面を省略することはできない。」を「ができる。」とし、「すなわち、【画像図】のみの意匠登録出願は認められない。」を「が認められる。」と修正しております。

続きまして、139 ページをおあげください。

項立ては 74.5.1.2 「意匠が具体的なものであること」、(1) 「意匠が具体的なものと認められない場合の例」、③ 「意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合」でございます。画像図のみの意匠登録出願が認められるのを受けて、③の括弧書き「画像のみしか表されていない場合」の一文を削除しています。

以上でございます。

○水谷座長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思います。

ただいまの事務局の説明を踏まえて、資料1-1、資料1-2、資料1-3で提示された意匠審査基準（案）につきまして、修正内容の過不足、その他、関連する事項について御意見をいただければと存じます。何かございますでしょうか。

いずれも大変細かい事項ばかりでございますけれども、特に御意見はございませんと承ってよろしゅうございましょうか。

それでしたら、そのような趣旨を踏まえて、この「意匠審査基準第2部第1章（案）」「意匠審査基準第7部第1章（案）」「意匠審査基準第7部第4章（案）」の該当記載箇所につきましてパブリックコメントを募集するということによろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

3. 画面デザインの登録要件の明確化について

○水谷座長 次の議題は、議題2の「画面デザインの登録要件の明確化について」でございます。

先ほどと同様に事務局よりまず説明をお願いいたします。

○内藤意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1-3について説明させていただきます。

資料1-3「意匠審査基準第7部第4章（案）」を御用意ください。

1枚めくっていただきまして123ページをごらんください。

章のタイトルですが、第7部第4章は、意匠法2条1項に規定する表示画像についても意匠審査基準に明記しますので、章のタイトルのうち、「意匠法第2条第2項に規定する」の一文を削除して、単に「画像を含む意匠」としております。

124ページをごらんください。

74.1「意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について」ですが、124ページから126ページの中ほどまでが意匠法2条1項に規定する表示画像についての記載でございます。

74.1の（1）は物品性の要件について記載してございます。

（2）は、2条1項に規定する表示画像として認められるための要件を（i）（ii）として掲げています。

74.1.1 は、要件 i、「物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」について、125 ページに掲載した事例を交えながら記載してございます。

事例 4 の下から 74.1.2 として要件 (ii)「物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること」について記載しています。

1 枚めくった 126 ページに「(注)」として、①「電子計算機の取り扱い」と②「ゲーム機の取り扱い」について記載しています。電子計算機はソフトウェアをインストールすることで表示される画像であり、ゲーム機はゲームソフトをインストールしたり、記録媒体を挿入することで表示されるものなので、いずれも要件 (ii) に該当せず、保護対象とはならない旨記載しています。

ただし、ゲーム機の場合は、電池残量表示といったゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像で、かつ、物品にあらかじめ記録されたものについては、2 条 1 項の表示画像として認められる旨の記載をしています。

126 ページの「(注)」の下から 74.2「意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像について」、すなわち意匠法 2 条 2 項に規定する操作画像についての記載でございます。意匠法 2 条 2 項に規定する操作画像については、全体として現行の審査基準のままの記載ですが、127 ページ、2 段落目において、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない旨の記載の後に、ただし書きで、当該画像が意匠法 2 条 1 項に該当する表示画像としての要件を満たせば保護対象となり得る旨の記載を追加しています。

127 ページの下側ですが、「(注)」の③「ゲーム機の取扱い」の記載の下に括弧書きのなお書きで、当該画像が、意匠法 2 条 1 項の要件を満たせば 2 条 1 項の表示画像として保護対象となり得る旨の記載を追加しています。

次は、129 ページ、74.3.1「画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項」でございます。

(3)「意匠の説明」の欄の記載」ですが、変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の様相が明らかでないときは、意匠の説明欄に説明する旨記載しています。

次に、(4)「意匠に係る物品の説明」の欄の記載」ですが、②において、2 条 1 項に規定する表示画像の場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な画像であるかが明らかでない場合や、画像の用途、機能が明らかでない場合

に、これらについての説明をする旨記載しています。

また、130 ページ、上側ですが、2 条 2 項に規定する操作画像についての説明部分は文末に括弧書きで施行規則の番号を掲載いたしました。

次の（５）、「画像を含む意匠登録出願における図面等の記載」については、先ほどの 1 つ目の検討課題、「部分意匠の図面提出要件の見直し」で御説明いたしましたので、説明は割愛させていただきます。

次は、132 ページから 134 ページでございます。

項立ては 1 ページ前の 131 ページの下から 74.5 「画像を含む意匠の登録要件」、続く 132 ページ、74.5.1 「工業上利用することができる意匠」、74.5.1.1 「意匠を構成するものであること」、74.5.1.1.1 「画像が意匠を構成するものであること」でございます。この項目では画像が意匠を構成するために、（１）2 条 1 項に規定する表示画像、（２）2 条 2 項に規定する操作画像のいずれかに該当しなければならない旨記載しています。内容については 124 ページの 74.1 及び 126 ページの 74.2 と同様の内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

次は、134 ページから 138 ページでございます。

134 ページ、下側でございます 74.5.1.1.2 「意匠を構成する画像に該当しないもの」として（１）から（６）まで意匠を構成する画像に該当しないものを箇条書きに挙げております。それぞれ 2 条 1 項に規定する表示画像と 2 条 2 項に規定する操作画像に分けた記載となっております。

まず、134 ページの（１）「装飾表現のみを目的とした画像」については、2 条 1 項に規定する表示画像は要件（i）を満たさず、隣の 135 ページ、（２）「映画等を表した画像」については、要件（ii）を満たさないため、それぞれ認められない旨記載しています。2 条 2 項に規定する操作画像については、（１）（２）いずれも物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない旨記載しています。

136 ページ、（３）「汎用の表示器に表示された画像」については、新たに設けた項目になります。2 条 1 項に規定する表示画像としては、テレビモニターなどの汎用の表示器にこれと一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど、外部からの信号による画像を表示したものは要件 ii を満たさないため、認められない旨記載しています。2 条 2 項に規定する操作画像については、表示器と一体として用いられる当該物品の操作画像を表示器に表示させている場合には、当該物品の操作画像としては認められ

ますが、表示器の操作画像とは認められない旨記載しています。

137 ページ、(4)「記録媒体に記録された画像」については、記録媒体は表示部や操作機構そのものを持たないものであることから、2条1項、2条2項、いずれの画像としても認められない旨記載しています。

続く(5)「電子計算機の取扱い」、及び138 ページ、(6)「ゲーム機の取扱い」については、74.1 及び 74.2 の項目において「(注)」に記載しているものと同じ内容を2条1項、2条2項に分けて記載しております。内容の説明は割愛させていただきます。

続きまして、139 ページをごらんください。

74.5.1.2「意匠が具体的なものであること」の中の(1)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」として、140 ページの⑥に「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合」を追加しております。

次は、140 ページの74.5.2.2.1「公知意匠と画像を含む意匠の類否判断」でございます。第3段落のなお書きで、「なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。」と変化を伴う画像の類否判断について記載しております。

143 ページをごらんください。

変化を伴う画像と変化を伴わない画像の類否判断について、類似するものと認められる事例として、事例4で、公然知られた意匠は変化を伴わない画像で、出願の意匠は変化する画像。続く事例5で、公然知られた意匠は変化する画像で、出願の意匠は変化を伴わない画像の2つの事例を掲載しております。

続きまして、144 ページをごらんください。

「創作非容易性」でございます。出願の意匠が変化を伴わない通常的判断基準に加えて、なお書きとして、変化する画像についての意匠法3条2項の適用についての判断基準を記載しております。すなわち、変化の前後を示す各画像及び変化の態様についてそれぞれ当業者にとって容易に創作できたものであるか否か、ありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することによって行う旨記載しています。

下にある①、②の2つの記載は、変化の前後を示す各画像と変化の態様のいずれかに創作性が認められれば意匠法3条2項の規定には該当しない旨記載しています。

152 ページをおあげください。

⑦「公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づき、ありふれた手法

による変化の態様を表したにすぎない意匠」として、変化する画像が容易に創作することができる意匠と認められるものの事例を掲載しております。

続きまして、152 ページをごらんください。74.5.4「画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠」でございます。意匠法3条の2の判断につきましては、説明文の記載はありません。154 ページに事例3を掲載して、先願の意匠が3つの変化を伴う画像であって、出願の意匠が変化を伴わない画像の場合、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の関係が成立し、意匠法3条の2が適用されるとした事例としています。

以上が審査における判断基準についての記載でございます。

続きまして、156 ページの下からになりますけれども、74.8.1.3「画像を含む意匠において、画像が変化する場合」について御説明いたします。

157 ページをごらんください。

変化する画像については、意匠法2条1項によって保護される表示画像と意匠法2条2項によって保護される操作画像共通の基準で一意匠として認められるか否かについて記載しています。すなわち、74.8.1.3において、複数の画像が2条1項における物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は2条2項における物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像をまとめて物品の同一機能のための画像とし、あわせて形態的な関連性がある画像と認められれば、複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる旨記載しています。

次の74.8.1.4「複数の画像が一意匠として認められるもの」において、上記の2つの要件をともに満たすものであれば、複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる旨記載しています。

この2つの要件を満たし、複数の画像が一意匠と認められる例は全部で12例掲載しています。

まず157 ページ、74.8.1.4.1に「物品の同一機能のための画像」についての記載と、次の158 ページと159 ページにそれぞれ事例1、事例2を掲載しています。

159 ページ、74.8.1.4.2に「形態的な関連性が認められるものであること」についての記載と、続く74.8.1.4.2.1において「形態的な関連性が認められる代表例」を165 ページまで、(a)から(f)の変化態様に分けまして事例3から事例12として掲載しています。

165 ページの中ほどから74.8.1.5「複数の画像が一意匠として認められないもの」につ

いて記載しています。

直下の 74.8.1.5.1 は、「物品の異なる機能のための複数の画像」についての記載と、「異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例」を 166 ページにかけて 2 つ掲載しています。

166 ページの事例の下からは 74.8.1.5.2 「形態的な関連性がない複数の画像」についての記載と、「形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例」を 2 つ 169 ページと 171 ページに掲載してございます。

以上でございます。

○水谷座長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思います。ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、資料 1－3 で提示されました意匠審査基準（案）につきまして、御説明も非常に多岐な事項にわたったと思っておりますが、修正内容の過不足など関連事項について御意見を承りたいと存じます。

いかがでしょうか。出願実務にはいろいろと影響が出てきそうな内容も含まれているかとは思いますが……。

牧野委員、お願いします。

○牧野委員 私どもの事務所で意匠を担当している弁理士にも意見を聞いたのですが、大体のところいいだろうという意見でした。細かい点で多少の意見を述べる者がいましたけれども、このように保護する画像デザインの登録要件の明確化、あるいは部分意匠の図面提出要件についての基準を明確にさせていただくことに賛成という意見でした。

○水谷座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

では、杉本様、お願いします。

○杉本様（吉井委員代理） 杉本でございます。

大変たくさん事例を挙げていただいてかなりわかりやすいのではないかと考えております。ただ、実際に実務となりますと、多分始めてみるといろいろとわからない点も出てくるかと思っておりますので、その都度また御相談したり、皆さんにお考えいただいたりして、また基準の見直しとかそういうこともお願いできるのではないかと考えております。

実は私も昨日弁理士会のほうの意匠委員会の委員の皆さんに一応意見を聞きまして、このぐらいでやってみてということなのですが、1点ちょっと確認いただきたいのですが、

159 ページの現金自動支払機のところで、「振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。」ということで、これはあくまでも操作に関連した一連の画像というとらえ方でよろしいわけですね。

○内藤意匠審査基準室長 この事例につきましては、操作という言葉を使っておりますけれども、振込機能という機能に特化した一連の画像というふうにお考えください。

○杉本様（吉井委員代理） ありがとうございます。

それで、その画像に背景がございますけれども、もちろん意匠の1つの構成要素ではありますが、効力との関係では後日の問題でしょうけれども、この画像とは無関係に操作機能と同じようなものでバックが違うというようなことも出てくるかと思えます。そういう点については効力のところでお考えいただけるということでよろしいでしょうか。

○内藤意匠審査基準室長 背景が共通しているというだけで一意匠として認め得るのかどうかというところは多少議論があろうかと思えますけれども、背景を除いた形でこういった画像の遷移というものを認めていこうとすると、操作画像の個々の操作ボタンに形態的な関連性が認められないといけないということですから、実際には、そのような画像の遷移はなかなかないのではないかと思います。そうすると、やはりそれでは一意匠として認められる変化態様としてはちょっと足りないのかなということもありますし、画像を含む意匠は、画像全体として見ていくわけですから、背景も含めた形で形態的な関連性を評価して、一意匠であるか否かの判断が行われるべきだと思います。意匠権の効力につきましては、今後の裁判例等を待ちたいと考えております。

○杉本様（吉井委員代理） どうもありがとうございました。

実は昨日意匠委員会の委員の中でちょっとこのような話題が出まして、背景が共通しているからだけで一連の画像といえるのかという意見がありましたので、申し上げてみました。

どうもありがとうございました。

○水谷座長 ありがとうございました。

ほかにどなたか御意見ございますでしょうか。

荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 知財協の荒井でございます。

知財協としましては、こちらの案で基本的に賛成です。

ただ、前回のワーキングでもお願いさせていただいたのですけれども、やはり変化する

画像の評価の部分がどうしてもわかりにくいというところがありますので、今、内藤室長から判例を含めてというお話がありましたが、前は登録事例をホームページで公開していくようになるであろうということでしたけれども、登録事例・判例を情報として今後発信していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○水谷座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

琴寄委員、お願いいたします。

○琴寄委員 J E I T Aの琴寄でございます。

今、荒井委員がおっしゃったように、私どものほうも何度も申し上げて大変恐縮なんですけれども、結局新しい審査基準という形で出まして、それをよりどころにということになるかと思いますが、実際はどこまでが意匠の権利範囲なのかとか、何を以て登録性があるのかというのを判断するに当たっては、やはり登録事例集、あるいはそういう事例の集まりというのが非常に私ども重要になってくると思っております。基本的にはお願いでもあるのですが、登録事例が出ましたら、ある程度内容を類型化していただきまして、そういうものをわかりやすくしていただくような御配慮をいただければユーザーとしては大変ありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○水谷座長 ありがとうございます。

さらにどなたか御意見ございますか。

堀越委員、お願いいたします。

○堀越委員 堀越でございます。

今回何回か出席させていただいて、内容については十分理解いたしました。

特に登録に関してはよろしいのですが、画面のデザインに関しては、まずデザインの創作者側としてこれで通るかどうかというのは会社の知財部だったり、弁理士さんに相談をするということになるわけですが、こと画像に関してはどうもそれができるかどうかというのはなかなか不安なところがあるわけですね。新しいものであります。

そこで、今、事例集という話がありましたけれど、私どもデザイナー協会みたいなところを対象に何かガイドラインといったものを御用意いただくと大変助かるなという思いがあります。

ですから、ここに載っている例でも構わないと思うのですが、ただ、質問がどんど

ん出てきてもすぐ答えられるというはなかなか難しいと思いますが、何らかのガイドラインといったものがあるといいかなと思っております。

特に今デザインはほとんど成熟しておりまして、外観というよりも画面というのが大事になってきますので、この部分の細かな差異で勝負している部分がすごく多いわけですね。そうしたときに、これは一体認められるのか、られないのかというのはなかなか判断がつかないシーンがこれから考えられると思います。特に物品というのは今非常に概念的にそのものの形をしていない場合が多いものですから、特に物品と画面との関係とか、この辺についてもデザイン側というのは誤解があると私は思いますので、その辺の説明からひとつお願いできるといいかなと思っております。

以上です。

○水谷座長 ありがとうございます。

何か事務局からございますか。

○内藤意匠審査基準室長 承知いたしました。

ガイドラインにつきましては、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」を特許庁のホームページ上で公表しておりますが、これは一応ガイドラインのような位置づけのものでございますので、今回改訂した部分につきまして部分意匠の図面の提出要件の見直しも含めて、中身を刷新する形で現在作成しているところでございます。

物品との関係性につきましては、法律改正を伴わない運用での対応になりますので、現行の審査の枠組みの中で認められる範囲は申し上げることは可能です。新しい審査基準の運用が始まりましたら、しかるべき形で御案内させていただきたいと考えております。

○堀越委員 ありがとうございます。

○水谷座長 ほかに何かございますでしょうか。

特にございませんようですので、それでは、この「意匠審査基準第7部第4章（案）」につきましても、パブリックコメントを募集するということによろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

4. 今後の予定

○水谷座長 次の議題は、議題3の「今後の予定」でございます。

まず事務局より説明をお願いいたします。

○内藤意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料2「今後の予定」について御説明をさせていただきます。

今月に改訂意匠審査基準（案）についてのパブリックコメントを募集する予定でございます。パブリックコメントの期間は1カ月でございます。

パブリックコメントの募集後に修正が必要になった際には、その修正内容の御確認、御了解について、座長である水谷委員に一任をしたいと考えております。

その後、庁内手続を行って、7月に改訂意匠審査基準の決定と公表を行い、直ちに運用を開始いたします。

以上です。

○水谷座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して何か御質問等ございますでしょうか。

特にございませんようですので、それでは最後に、意匠課長から本日いただきました意見全般に関して何かコメントがあればお願いいたしたいと存じます。

○本多意匠課長 審査基準、大変細かい内容ですけれども、皆様に細かいところまで御確認いただきまして、御了承いただきました。ありがとうございます。

これをもとにパブリックコメントということで予定を進めさせていただきますけれども、御意見でいただきましたが、審査基準ができて、実際の運用になりますと、いろいろ中間のグレーゾーンの話も出てまいります。私どももいろいろな御意見を伺いながらこれをまとめましたけれども、今後もさらに各件のやりとり、それから発展的ないろいろな意見交換等を踏まえて、それを積み重ねていって基準というものをよいものにしていきたいと考えております。それをまた広く発信をしていきまして、意匠制度を活発にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はたくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございます。

○水谷座長 ありがとうございます。

5. 閉 会

○水谷座長 では、最後に橋本審査業務部長から一言御挨拶をいただきたいと思ひます。

○橋本審査業務部長 橋本でございます。

きょうは、お忙しい中、前回に引き続き御議論いただきまして、またパブリックコメントに出す案をおまとめいただきましてありがとうございます。

御討議の中にありましたように、これは基準の改訂でございますので、基準を適用しながら、場合によってはまた問題があればさらに追加していくということでございます。一方で小委員会のほうでは意匠法の抜本的な改正に向けて検討が始まっておりますので、基準の改訂だけで間に合わないところはむしろそちらのほうで取り組んでいきたいと思っております。

前回余りお話ししませんでしたですが、産構審の知財部会では、国際戦略、知財に関する国際整合性、あるいは企業の国際競争力強化のためのさまざまな方策の検討が前回から進んでおりまして、これに当然商標、あるいは意匠についてもできることはやっていこうというふうな岩井長官のもとで検討をしているところでございます。意匠法は、そういう意味では、小委員会の議論にありましたけれども、まだまだいろいろ手をつけるところがあるのではないかという御意見が先生方、あるいは民間の委員の方からも寄せられておりますので、そういった中でもし抜本的な改正の必要があれば進めていきたいと思っておりますし、その中で今申し上げた国際的な観点からのさまざまな改正もやっていく所存です。

それから、法律に限らず、特許庁はいろんな普及支援、あるいは中小企業に対する支援というツールを持っておりますので、そういったところについても特許だけではなくて、商標、意匠について何かユーザーにお手伝いできることがあるのではないかという議論も実は今内々でやっているところでございます。

そういうことも含めまして小委員会のほうでもさらに検討を進めたいと思っております。ワーキンググループでも今回非常に有意義な御意見をいただいております。この基準の改訂というのは、法律改正は必要ありませんけれども、私どもにとっては非常に大事なことでございますので、関係の皆様にはわかりにくいところがあれば適宜御説明する機会を増やさせていただいて、より御理解いただき、また先ほど申し上げたように、もし問題があるのであれば、さらなる基準の改訂、あるいは法改正ということを考えていきたいと思っておりますので、引き続きどしどし御意見をいただいて、御指導いただければありがたいと思っております。

きょうは本当にありがとうございました。

○水谷座長 ありがとうございました。

本日ちょうどいただきました御意見を踏まえて、今後パブリックコメントの募集へと移行し

ていくことになるわけでございます。皆様のこれまでの御協力、大変ありがとうございました。御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、以上をもちまして産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第6回意匠審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

以上

=====

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁審査業務部意匠課意匠審査基準室

TEL : 03-3581-1101 内線 2910

FAX : 03-5570-1588

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)

特許庁審査業務部意匠課企画調査班

TEL : 03-3581-1101 内線 2907

FAX : 03-5570-1588

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)